

(仮称) 白石小原陸上風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見書

令和5年5月23日 提出

項目	記入欄
氏名	①日本野鳥の会宮城県支部 支部長 竹丸 勝朗 ②公益財団法人日本野鳥の会 理事長 遠藤 孝一 (公印省略)
住所	①〒982-0811 宮城県仙台市太白区ひより台 20-7 ②〒141-0031 東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル
環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見	<p>この度、貴社が作成された「(仮称) 白石小原陸上風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境影響評価法第8条に基づき、環境の保全の見地から下記のとおり意見を提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>現在、貴社が環境影響評価方法書（以下、方法書と言う）を縦覧している（仮称）白石小原陸上風力発電事業について、対象事業実施区域（以下、計画地と言う）に風力発電施設（以下、風車と言う）を建設した場合、イヌワシやクマタカの生息地と重なることが予想され、衝突死（以下、バードストライクと言う）が発生する危険性が高い。また、計画地にはサシバやハチクマなど希少猛禽類の渡り経路が存在するが、それに対してはバードストライクとともに障壁影響等が発生することが懸念される。</p> <p>貴社は方法書に鳥類に対する調査方法等を記載しているが、希少猛禽類や渡り鳥等への影響を適切に評価し得る調査データを取得するという観点から、下記のことを実施するよう求める。</p> <p>1. 私どもの観察により計画地およびその周辺ではイヌワシやクマタカが生息していることを確認しており、繁殖の可能性が高いと考えられる。計画地周辺に飛来するイヌワシの繁殖地は確認されていないが、同一時期に複数の個体が観察されており、周辺にて繁殖している可能性がある。イヌワシは数年に1度しか繁殖せず、また、クマタカは場所によっては3年に1度程度しか繁殖が成功しないことが知られているため、現地調査においては、2 営巣期内で繁殖成功が確認できなかった場合には、3 営巣期にわたり調査をすべきである。国内ではイヌワシやクマタカでバードストライクや生息地放棄が起きた事例があることから、計画地に風車を建設した場合、それらの影響が生じる可能性が高いと考える。そのため、イヌワシやクマタカの飛翔行動等の調査は、方法書に記載されている希少猛禽類調査よりも質、量とも十分なものとするを求める。また、強風時にはクマタカは飛翔行動を行わないことが知られているので、悪天候の日には調査を実施すべきではなく、調査条件についても明記する必要がある。</p> <p>2. 方法書には鳥類調査における任意観察、希少猛禽類、渡り鳥の調査地点（定点）が記載されている。定点の位置が風車設置予定地から2km以上ある場合、双眼鏡や高倍率の望遠鏡など観察機器の使用は必須である。これらの機器使用時は他の猛禽の出現を見落とすことが容易に予想される。調査の精度とともに信頼性を確保するために1 定点における調査員を2 名以上で実施することを方法書に明記すべきである。</p>

計画地およびその周辺は地形や樹木の繁茂により見通しが悪い場所もある。また、計画地が広大であり、特に雨塚山の頂上付近はドーム状になっているため、計画地直下の定点では見えないところが多い。それらの定点では調査に十分な視野、視界を確保することは困難であると考え。また、希少猛禽類と渡り鳥調査の定点が計画地内に少ない。前述のように計画地は見通しが悪く、現状の定点の配置では、計画地内における鳥類の飛翔行動などを十分に観察できないと考える。そのため、希少猛禽類と渡り鳥調査の定点、特に山肌に見える定点を観察地内にもっと増やすべきである。さらに専門家も指摘している所ではあるが、調査実施の前に可視範囲図を作成し、調査域の視界が確保できることを確認の上、調査を実施すべきである。

3.方法書の渡り鳥調査において、定点観察法では猛禽類等の大型鳥類を対象に、日の出前後及び日没前後を中心とした時間帯に、調査点付近を通過する鳥類の飛翔ルート、飛翔高度を記録するとしているが、計画地の猛禽類の渡りは地元会員の観察から、渡りの時間帯は8時から14時の間に多く記録されており、調査時の観察時間帯が不適切なので調査時間帯の見直しを行い、適切な調査を実施していただきたい。

また、調査範囲を調査点付近としているが、計画地の外に調査点（定点）がある場合は不適切である。定点から観察できる計画地および調査域全てを含めるべきであり、ハイタカやツミなど小型の猛禽も含めるべきである。

秋の渡り鳥調査にあたっては、夏鳥と冬鳥で南下時期が異なるため、9～11月の各月複数回（上旬・中旬・下旬）の調査回数では不十分である。夏鳥は早いもので7月下旬に渡りを開始し、冬鳥は12月でも渡ってくるため、その期間は渡り鳥の調査を実施する必要がある。夏鳥であるサシバやハチクマなどの希少猛禽類、および冬鳥の小鳥類やカモ・ハクチョウ類の渡りについては、現地の鳥類の状況に詳しい者から情報を得るなどして、適切な時期に適切な回数の調査を実施し、計画地およびその周辺を通過する渡り鳥全般の飛翔状況を明らかにすべきである。なお、サシバおよびハチクマの移動時期は、宮城県では9月上旬から始まり、約1か月間も続くことが観察、公表されている。しかし、ピークの時期は短く、その年の気象条件等に左右される。そのため、このピークの時期を外さない調査方法での実施が必要となる。また、計画地は広範囲であるため、その日の風向きや日射量等により、上昇気流等の発生位置が峰の東側であったり、西側であったりと変化する。上昇気流の発生位置や風力によって鳥類の飛翔コースや高度が変わることも考慮して、適切な調査方法を取る必要がある。なお、ハクチョウ類等の大型鳥類の渡りの状況を把握するのに、レーザーレンジファインダー等の使用を検討すべきである。夜間に計画地およびその周辺の上空を移動、通過する小鳥類やカモ・ハクチョウ類を対象にレーダーを用いての調査も計画すべきである。この夜間の調査は1か所だけでなく複数箇所、複数回で実施すべきである。

4.方法書には、希少猛禽類調査は各月1回3日間程度を基本とすると記載されているが、希少猛禽類の繁殖期においては造巣期から巣立ち期および巣外育雛期までの生態や行動を詳細に把握したうえで影響を評価する必要があることから、各月1回3日間程度にこだわらず、繁殖ステージごとに適切な調査時期を選定し、できるだけ多くの日数で調査を実施すべきである。また、留鳥となっている希少猛

禽類の生息が認められれば、通年で詳しい生態や行動のデータを取得できる調査計画に変更すべきである。

イヌワシやクマタカ、ハチクマなど大型の希少猛禽類の飛翔状況の把握には、レーザーレンジファインダー等の鳥類の飛翔位置を正確に計測できる機器の使用を検討すべきである。

5.計画地の工事用道路周辺ではミゾゴイが生息する可能性がある。また、雨塚山およびその周辺には伐採跡地があり、当会会員の観察結果から、ヨタカが生息している可能性もある。これらのような日の出や日没の前後などの薄明薄暮時や夜間に活動する鳥類の生態や行動を把握できるよう、適切な時期と時間に、IC レコーダーなどの機材を利用して複数地点において複数回数の調査を実施することを求める。

6.計画地の北側に隣接して「(仮称)白石越河風力発電事業」が計画されている。猛禽類の飛翔に対する影響に対しては当該事業との累積的な影響を含めて評価すべきである。

以上